

第5章 松山市の文化財の保存・活用に向けた将来像と方向性

1 松山市の目指す将来像

松山市では、穏やかな瀬戸内海と肥沃な平野、湧出する温泉という豊かな自然環境に人々が集い、暮らすことで、古来より様々な歴史と文化が育まれてきました。これらの歴史や文化は、第3章で示したように、3つの歴史文化の特性の基礎となる10のストーリーとして語るすることができます。これらのストーリーは、松山が長い時間をかけて身に着けた「松山らしさ」ということができ、松山市に所在する文化財は、これまでの紡がれてきた歴史と文化のストーリーを体現し象徴するもの、つまり、松山らしさを凝縮した結晶であるといえます。

この松山らしさを凝縮した結晶である文化財を未来へと継承していくことは、松山市がこれからも松山らしくあり続けることにつながります。また、市民ひとりひとりがその継承に関わることで、地域全体でその未来を紡いでいくことにもつながります。そこで、本計画では、「松山らしさの結晶である文化財を知り、守り、活かして伝えることで、松山の未来を紡ぐ」を将来像に掲げ、市民ひとりひとりが文化財の価値を知り、その価値を守りながら、活用し、未来に伝えていくことで、松山らしくある未来を地域全体で紡いでいくことを目指すべき将来像とします。

—将来像—

「松山らしさの結晶である文化財を知り、守り、活かして伝えることで、松山の未来を紡ぐ」

2 将来像の実現に向けた計画の方向性について

本計画の作成に当たり、市民アンケートやワークショップの開催、協議会での議論など松山市の文化財を取り巻く状況を調査したところ、上記の将来像の実現のために、文化財を守り、伝えていくための担い手への支援を充実するとともに、文化財の価値を損なわずに地域の様々な活動の中で活かし、より多くの人の手で保存していくこと、また文化財を守り活かすための体制が求められることが、明らかになりました。

そこで、本計画では、文化財の保存と活用に向けた3つの方向性を掲げます。これら3つの方向性に関連付けることのできる方針に基づいて、文化財の保存と活用に関する措置を推進していきます。

—3つの方向性—

方向性1 **文化財の保存、伝承に対する取組の充実**

方向性2 **文化財の保存・活用の体制の構築と強化**

方向性3 **文化財を地域で活かすための普及啓発**

第6章 文化財の把握と調査に関する現状

1 文化財の把握と調査に関する現状

松山市内における文化財の把握と調査についての現状は、以下のとおりまとめることができます。

[把握と調査の現状の一覧表]

文化財の種類		先史	古代	中世	近世	近代	現代	
有形文化財	建造物	斜線	斜線	○	○	△	△	
	美術工芸品	彫刻	斜線	◎	◎	△	×	—
		書跡・典籍・古文書	斜線	—	◎	○	◎	—
		工芸品	斜線	○	○	◎	△	×
		絵画	斜線	斜線	△	△	△	△
		考古資料	◎	◎	○	○	×	×
		歴史資料	斜線	斜線	○	○	△	×
無形文化財	演劇、音楽、工芸技術、その他無形の文化的所産	斜線	斜線	斜線	△	—	—	
民俗文化財	有形の民俗文化財	斜線	斜線	斜線	○	◎	○	
	無形の民俗文化財	斜線	斜線	斜線	○	◎	○	
記念物	遺跡（史跡・特別史跡）	◎	◎	○	△	×	×	
	名勝地（名勝・特別名勝）	斜線	斜線	斜線	△	△	△	
	動物・植物・地質鉱物（天然記念物・特別天然記念物）	△	△	△	△	△	△	
文化的景観		斜線	斜線	斜線	×	×	×	
伝統的建造物群		斜線	斜線	斜線	—	—	—	
その他の文化財	文化財の保存技術	斜線	斜線	斜線	斜線	斜線	—	
	埋蔵文化財	◎	◎	○	○	×	×	
	地域に伝わる史話・伝承	斜線	○	○	◎	◎	—	
	人物にまつわる業績や逸話	斜線	○	○	○	◎	○	

◎：多く分布し調査できている ○：分布し調査できている
 △：分布するが調査が不十分 ×：分布するが未調査
 —：分布の可能性はあるが、現時点で該当する文化財が確認できていない
 斜線：該当する文化財が存在しない

令和4(2022)年3月現在

有形文化財

松山市内では、寺院を中心に古代から中近世の建造物が比較的多く分布しており、指定が進んでいますが、近現代については分布の把握調査は進んでいるものの、詳細調査が遅れています。美術工芸品では、彫刻は古代・中世の仏像を中心に把握調査と指定が進んでいるほか、正岡子規をはじめとする近代の書籍・典籍や近世文書などの調査が進んでいます。また、考古資料については、市内の埋蔵文化財発掘調査が進んだことで整理や調査が進展しています。工芸品については、仏具や近世の刀剣類を中心に多く分布する一方、近代以降については、調査の不足が見られます。絵画についても、仏教絵画が多く見られますが、全体として把握調査や詳細調査が遅れています。

無形文化財

松山市内では、近世から能楽や茶道、煎茶道などが盛んであり現代に根付いているほか、刀剣製作や竹細工など近世に源流を持つ技術が知られているものの、その把握調査や詳細調査は不足しています。

民俗文化財

有形の民俗文化財では、算額など近世の民俗文化財の調査と指定が進んでいるほか、近代の民具を中心に多く分布しており調査が進んでいます。無形の民俗文化財では、近現代の祭礼行事や民俗芸能の把握調査が進んでいるものの、評価に繋がる詳細調査は行えていません。

記念物

遺跡については、埋蔵文化財の分布調査が行われ、詳細の把握や調査が進められていますが、近世以降の遺跡については、松山城以外の調査が不足しています。また、近現代の遺跡である戦争遺跡については、その把握や調査が不足しています。名勝地については、近世以降の景勝地、特に俳句や短歌に詠まれた景勝地が分布しますが、調査が進んでいません。また、植物では、巨樹名木の把握調査と指定が進みましたが、動物と地質鉱物の調査は遅れています。

文化的景観・伝統的建造物群

往来や産業に係る文化的景観候補が分布するものの、調査は進んでいません。また、伝統的建造物群については、現時点で候補となる文化財は把握されていません。

その他の文化財

文化財の保存技術については、分布の可能性はありますが調査できていません。また、埋蔵文化財については、土木工事の届出に伴う試掘調査や本格調査の進展により把握調査や詳細調査が進んでいますが、近世以降の埋蔵文化財については、調査が不足しています。史話と伝承、人物にまつわる業績や逸話は、把握調査や詳細調査が進み周知されています。

第7章 文化財の保存・活用に関する現状と課題

1 「文化財の保存、伝承」に関する現状と課題

(1) 多様な主体との連携による計画的な文化財調査の実施に関する現状と課題

① 遺跡や埋蔵文化財等の調査に関する現状と課題

● 現状

土木工事の届出に伴う試掘調査や発掘調査、史跡整備に伴う発掘調査が松山市や愛媛大学で実施されていますが、久米官衙遺跡群を筆頭として出土物の整理作業を含む屋内調査や報告書の刊行の遅れが見られます。また、開発の盛んな地域と郊外や島嶼部などで調査研究に偏りがあります。

● 課題

- ・遺跡や埋蔵文化財について、十分な調査が進められていない

② 文化財指定・登録等に向けた調査に関する現状と課題

● 現状

近年、松山市では、建造物の所有者から指定登録への要望が増大しているものの、指定登録に向けた調査が間に合わないことで、失われる例が出始めているなど、適切な保存につなげるための調査が十分に行えていません。また、四国遍路の世界遺産登録については、様々な関連団体や教育機関と連携して、今後も引き続き調査を行う必要があります。

● 課題

- ・地域で大切にされている文化財について、指定登録等に向けた調査を十分に行えていない

③ 地域が主体となった文化財の把握と調査に関する現状と課題

● 現状

アンケートやワークショップでは、身近な文化財の調査や研究が進んでいないという意見が寄せられました。また、計画作成の過程で実施した現状把握では、地域間で調査の実施状況に濃淡があることが明らかになっており、文化財の把握が全市的に十分に行えているとはいえません。さらに地域で実施された調査や把握について、市内全域を取りまとめた資料がない状況にあります。

● 課題

- ・地域ごとに文化財の調査状況に偏りがあることや、全市的な文化財の把握ができていない

(2) 文化財をき損・滅失から守るための体制や仕組みに関する現状と課題

① 文化財の適切な保護と管理に関する現状と課題

● 現状

松山市では、文化財保護法や愛媛県文化財保護条例、松山市文化財保護条例に基づき、指定文化財や埋蔵文化財に関する各種の事務手続や、関係省庁・部署との調整、文化財所有者等への指導等を行っており、今後も法令に基づき適切な執行が求められています。

- 課題

- ・文化財の保護管理のため適切な事務を継続する必要がある

② 文化財の防災・防犯対策に関する現状と課題

- 現状

協議会では、災害時にどのように対応するか明確でないという意見があったほか、社寺の防犯や防火が懸念されると指摘がありました。また、文化財の防災・防犯対策においては、設備面での対策だけでなく、日頃からの防災・防犯意識の醸成につながる普及啓発や防災訓練等が重要であるものの、それらを十分に行うことができていません。

- 課題

- ・文化財の防災体制の構築が不足している
- ・文化財の所有者や管理者の防災・防犯意識を高めるための取組が十分に行われていない

③ 文化財の適切な評価と計画の策定・推進に関する現状と課題

- 現状

近年、歴史的な価値があると思われるものの、指定や登録が進まず、適切な保存ができていない文化財が増えつつあります。また、適切な価値評価のもと、保存活用を行うための計画の策定と推進を行う文化財が増えましたが、一部の文化財に限定されています。

- 課題

- ・適切な保存を行うための文化財の評価、また評価をふまえた計画の策定・推進が一部の文化財でしか行われていない

④ 文化財所有者を支える仕組みの検討に関する現状と課題

- 現状

民間所有の文化財の保存状態や管理・修理状況の把握ができていないものが多いことや、文化財の修理に関する情報が収集できないことが協議会やアンケートで指摘されているなど、文化財の現状が十分に把握できていません。また、高齢化や資金不足により、文化財の維持管理・保存が困難な所有者がいるものの、行政に気軽に相談できないことも指摘されました。

- 課題

- ・民間所有の文化財の保存・修理状況の把握ができておらず、保存方法が確立されていないものがある
- ・高齢化や資金不足などを理由に文化財の維持管理が困難になっている所有者がいるが、所有者を支える仕組みがない

(3) 文化財の適切な保存修理・保存整備に関する現状と課題

① 保存修理や防災対策工事等の計画的な実施に関する現状と課題

● 現状

建造物等の有形文化財については、適切な方法とサイクルによって計画的に保存修理することが求められているほか、文化財全般において、老朽化した防災施設の更新や環境整備が必要となっています。特に、民間所有の文化財については、適切な修理サイクルを維持することが困難であることや、災害などの危機的状況に迅速に対応することが困難となっていることから着実に実施することが求められています。

● 課題

- ・ 適切な方法とサイクルによって計画的に保存修理を行わなければならない
- ・ 防災施設が不十分または老朽化している文化財があり、災害対策が十分でない
- ・ 民間所有文化財の保存修理・防災設備整備を適切なタイミングで行うことができていない

② 文化財の保存活用に向けた整備の実施に関する現状と課題

● 現状

市民アンケートなどにおいて、史跡等の記念物の多くが未整備で案内や説明が不足しており文化財の価値や魅力が伝えられていないことや、訪れたいような環境整備がなされていないという指摘がありました。また、文化財を訪ねるための案内が不足しており、どこにあるのか分からないという現状があります。

● 課題

- ・ 文化財の情報を伝える看板や案内等が整備されておらず、情報提供が不十分なものがある
- ・ 文化財を公開する上での設備や整備が不十分なものがある
- ・ 文化財の本質的な価値を維持しながら、多くの市民の目に触れてもらうための設備整備が不足している

(4) 文化財の保存・活用の拠点となる博物館施設に関する現状と課題

① 文化財に関する施設の適切な管理と運営の充実に関する現状と課題

● 現状

松山市内には、各分野に特化した博物館施設が多くあり、社会教育や学校教育のほか、観光面でも活用がされています。今後も引き続き施設を拠点に、市内外に松山市の歴史文化を伝えていくことが求められます。

● 課題

- ・ 地域や各分野に特化した普及啓発を引き続き行うために、展示機能のより一層の充実、継続した管理運営が求められる

② 保存活用の拠点となる施設のあり方の検討に関する現状と課題

● 現状

市民アンケートや公民館アンケートでは、松山市内には文学や考古学の専門的な博物館は充実しているものの、広く身近な文化財に触れることができる施設や民間所有の資料の保管や展示を行える場所がないと

の指摘がありました。協議会においても、歴史文化を総合的に取り扱う博物館や文書館などの施設がなく、文化財の適切な保存公開活用に支障をきたしているとの意見がありました。

- 課題

- ・ 文学や考古学など、分野に特化した博物館施設はあるが、文化財全般を取り扱う施設がない

2 「文化財の保存・活用の体制」に関する現状と課題

(1) 文化財の保存と活用に関わる市民や団体の人材確保・育成への支援体制に関する現状と課題

① 文化財の保存・活用に携わる団体への支援に関する現状と課題

- 現状

市民アンケートや公民館アンケートでは、地域の高齢化が進み、文化財の保存活用を行う指導者や担い手が不足しており、次代を担う人材の育成が進んでいないことから文化財の継承が困難になっているという声が多く寄せられました。また、適切に保存活用していくための活動資金が不足しているとの声が上がっています。

- 課題

- ・文化財の保存・活用に携わる担い手の高齢化が進み、歴史・文化を伝えていく人材が減少している
- ・文化財の保存・活用に携わる人材の育成が十分になされていない
- ・文化財の保存・活用の取組のための活動資金・財源が不足している

(2) 文化財の保存と活用に関わる市民や団体の活動へのサポートに関する現状と課題

① 市民や団体の活動の拠点となる場所づくりに関する現状と課題

- 現状

ワークショップの参加者からは、文化財を保存・活用するための活動場所が不足している点が指摘されているほか、活動内容を発表、報告する場所が不足しているとの意見が多く聞かれました。

- 課題

- ・文化財の保存・活用の担い手の活動の拠点となる場所が不足している
- ・文化財の保存・活用の担い手がその活動を発表・報告できる場所が不足している

② 市民や団体がつながる仕組みづくりに関する現状と課題

- 現状

ワークショップの参加者からは、文化財の保存・活用を行いたいと思っても、所有者や管理者が分からず連携がとりにくいといった指摘がありました。文化財の保存・活用を行いたい団体や人と、所有者が繋がりにくい現状があります。

- 課題

- ・文化財の所有者と文化財の保存・活用を行いたい団体や人、市民との情報共有や連携が十分にできていない

(3) 行政内部と関係機関による保存・活用の推進体制に関する現状と課題

① 推進体制の構築に関する現状と課題

● 現状

公民館アンケートやワークショップでは、市役所や教育委員会内部で歴史や文化、文化財に関する問い合わせ窓口が異なり分かりにくいなど横の連携が不足しているのではないかという指摘がありました。また協議会では、市民活動と公民館活動、行政との連携が少ないのではないかと、各施設が所蔵している文化財について、有効活用できていないという意見がありました。各施設や窓口に学芸員などの専門職員が不足しているため、全体的に保存活用の推進体制が確立できていないという状況があります。

● 課題

- ・ 市内での連携や市外の団体との連携をうまく図ることができていない
- ・ 学芸員などの専門職員が不足している

3 「文化財を地域で活かすこと」に関する現状と課題

(1) 文化財の価値や魅力の発信と共有に関する現状と課題

① 魅力を伝えるためのイベントの実施に関する現状と課題

● 現状

市民アンケートでは、多くの市民が地域の歴史や文化に対する興味が薄いのは、文化財の価値や継承する意義が広く伝わっておらず、その魅力に触れるイベント等の機会が少ないからではないかという意見が多く寄せられました。時代に則した多様なイベント開催が不足しています。

● 課題

- ・ 市民が気軽に歴史や文化に触れられる機会が少なく、歴史や文化、文化財の魅力や価値が十分に伝わっていない

② 魅力を伝えるための情報の発信に関する現状と課題

● 現状

市民アンケートでは、SNSやアプリなど文化財に関する情報発信が不足しており、文化財に関する情報に接する機会が少ないという意見がありました。また、市内の文化財を総覧できる冊子の更新が間に合っておらず、公民館アンケートでは、市や地域が発行する文化財に関する冊子やマップの内容が古い、またはそういったものが無く、市民への情報発信が不足していると指摘されるなど、最新の情報が市民に伝わっていません。

● 課題

- ・ ホームページや SNS、映像、まち歩きマップなど、市民が気軽に文化財の情報に触れられる機会が不足している
- ・ 市内の文化財を総覧する冊子の情報が更新できておらず、市民に最新の情報が十分に伝えられていない

(2) 社会教育や学校教育を通して市民が文化財に触れる機会に関する現状と課題

① 文化財の社会教育での活用に関する現状と課題

● 現状

協議会では、松山城や道後温泉などの主要な文化財では、観光客に向けた活用が多く、市民が親しむ機会が少ない状況にあると指摘されました。市民アンケートでは、地域の歴史文化に触れる機会が少なく、生活との結びつきが希薄な人が多いことが明らかになりました。また、祭りなどの地域の歴史文化に関する行事に参加する人が少なくなっており、参加者の高齢化や固定化が進んでいます。社会教育の中で、文化財に実際に触れて学ぶ機会が減少している現状があります。

● 課題

- ・ 既存の文化財の活用の取組は、観光客向けのもが多く、市民に向けた活用が不足している
- ・ 地域住民が自分の住む地域の歴史や文化について知り、学ぶことができる機会が不足している

② 文化財の学校教育での活用に関する現状と課題

● 現状

協議会では、小中学生を対象にした歴史・文化がテーマのフィールドワークが減少していることや、発掘調査現場説明会など文化財に触れる機会が小学生の参加者が減少していることが指摘されています。また、市民アンケートにおいても、学校教育の中で子どもたちが歴史・文化に触れる機会の少なさを懸念する声が上がりました。

● 課題

- ・ 子どもたちが自分の住む地域の歴史や文化について知り、学ぶことができる機会が不足している

(3) 文化財の松山市の資源としての適切な活用に関する現状と課題

① 文化財を活かしたまちづくりによる地域活性化に関する現状と課題

● 現状

協議会では、文化財を活用する際の方針や指針が明らかでなく、市民や文化財所有者、民間企業が連携して文化財を観光資源として活用する仕組みがないとの指摘がありました。また、市民アンケートでは、街並みなどに歴史文化に則した統一的な整備活用が図られていないという意見や、文化財がまちづくりや地域活性化に有効活用されていないのではないかという意見がありました。

● 課題

- ・ 市民や所有者、運輸業者や観光業者などの関係者と連携した観光分野での活用の仕組みが十分でなく、文化財の持つ価値を十分に理解した上での活用ができていない
- ・ 松山の歴史や文化を醸し出す街並みが十分に保存、整備できていない
- ・ 文化財を活かしたまちづくりによる地域活性化が図れていない

第8章 文化財の保存・活用に関する方針と措置

1 「文化財の保存、伝承」に関する方針と措置

方向性 文化財の保存、伝承に関する取組の充実

- 方針1 多様な主体と連携して、文化財の調査を計画的に実施する
- 方針2 文化財をき損・滅失から守るための体制や仕組みを充実する
- 方針3 文化財の適切な保存修理・保存整備を実施する
- 方針4 文化財の保存・活用の拠点となる博物館施設を充実、新設する

前章で確認した文化財の保存、伝承に関する課題に対し、取組を充実する方向性を掲げ4つの方針により措置を行います。

方針1 多様な主体と連携して、文化財の調査を計画的に実施する

十分な調査研究が進められていない、また調査に偏りがある点や関連機関と連携した調査の不足に対しては、文化財課のほか、庁内関連部局や関連団体と連携し、調査を実施します（Ⅰ遺跡や埋蔵文化財等の調査）。

さらに、開発などに伴う文化財の滅失を防ぐため、また文化財を適切に保存していくために、文化財指定・登録に向けた調査を行います。また、四国遍路の世界遺産登録に向けては、引き続き関連団体との連携を図りながら調査を進めます（Ⅱ文化財指定・登録等に向けた調査）。

次に、市内全域の文化財をまとめた資料がないということから、市内各地で大切にされてきた文化財を把握するために公民館やまちづくり協議会など地域住民が主体となった既往の調査についてとりまとめを行い、広く公開します（Ⅲ地域が主体となった把握調査）。

[措置]

Ⅰ 遺跡や埋蔵文化財等の調査

措置番号	事業名	取組主体				財源	取組年度	
		市民	所有者	団体	行政		前期 令和6～10 2024～2028	後期 令和11～15 2029～2033
1	市内遺跡の発掘調査		○	○	○(文)	・市 ・国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	← 毎年 →	
	文化財保護法第93条に基づく土木工事の届出に係る試掘調査、発掘調査などを実施する。							
2	城山公園（堀之内地区）の発掘調査			○	○(公)	・市 ・社会資本整備総合交付金 ・国宝重要文化財等保存・活用費補助金	← 毎年 →	
	城山公園の堀之内地区の一部（松山城三之丸跡）にあった三之丸御殿の発掘調査を行う。							

第8章 文化財の保存・活用に関する方針と措置

措置番号	事業名	取組主体				財源	取組年度	
		市民	所有者	団体	行政		前期 令和6～10 2024～2028	後期 令和11～15 2029～2033
3	久米官衙遺跡群の遺構保全			○	○ (文)	・市	←————→ 毎年	
	国指定史跡久米官衙遺跡群の調査を行う。							
4	大学構内の発掘調査			○ (愛埋)		・愛媛大学	←————→ R7(2025)～R15(2033)	
	城北キャンパスの文京遺跡、樽味キャンパスの樽味遺跡、持田キャンパスの持田遺跡など、大学構内に所在する遺跡について、開発に伴う発掘調査を行う。							

II 文化財指定・登録等に向けた調査

措置番号	事業名	取組主体				財源	取組年度	
		市民	所有者	団体	行政		前期 令和6～10 2024～2028	後期 令和11～15 2029～2033
5	四国遍路の世界遺産登録に向けた詳細調査		△		○ (県文)	・国宝重要文化財等保存・活用費補助金 ・県	←————→ R6(2024)～R8(2026)	
	世界遺産登録に向けて、課題である資産の保護措置を進めるため、県内札所の詳細調査を実施する。松山市では、札所8カ寺や遍路道の調査に協力する。							
6	四国遍路に関する歴史資料調査		△	○ (四研)		・科研費 ・四国遍路研究基金	←————→ 毎年	
	継続的に、四国遍路の歴史や特徴について明らかにするため、札所のほか古刹寺院に残る歴史資料について調査する。							
7	建造物の詳細調査	△	○	△	○ (文)	・市 ・国庫補助	←————→ R7(2025)～R15(2033)	
	近年、建造物所有者から指定・登録の要望が急増していることから、新規市指定候補及び新規国登録候補建造物の来歴調査・図面作成などの詳細調査を行う。							

III 地域が主体となった文化財の把握調査

措置番号	事業名	取組主体				財源	取組年度	
		市民	所有者	団体	行政		前期 令和6～10 2024～2028	後期 令和11～15 2029～2033
8	地域主体による文化財の把握調査の取りまとめ	○		○	□ (文)	・市	←————→ R7(2025)～R15(2033)	
	松山市が公民館やまちづくり協議会による管轄地区の歴史・文化に関する調査について、松山市域全体の調査結果の取りまとめを行う。							

○：主体（能動） △：協力・参加（受動） □：支援
 県文：愛媛県まなび推進課、文化財保護課 四研：四国遍路・世界の巡礼研究センター 文：文化財課
 公：公園緑地課 愛埋：愛媛大学埋蔵文化財調査室

方針2 文化財をき損・滅失から守るための体制や仕組みを充実する

まず、文化財保護法や条例に基づく適切な保護と管理の徹底を図ります（Ⅰ文化財の適切な保護と管理）。

また、文化財の日常的な管理体制や防災体制の構築、防災・防犯意識を高める取組が進んでいないため、関連する部局や団体と連携しながら、防災・防犯について即応できる計画の整備や体制の構築を目指します（Ⅱ文化財の防災・防犯対策）。

さらに、このような体制のもと、適切な保存と維持管理が行えるよう文化財の持つ価値や性質に則した計画の策定や計画の推進に努めます（Ⅲ文化財の適切な評価と計画の策定・推進）

次に、民間所有文化財について、修理や管理の状況が把握できていないものがあることや、災害などの非常時に民間所有文化財をどのように守るかということに対しては、文化財所有者支援する体制や仕組みを検討します（Ⅳ文化財所有者を支える仕組み）。

[措置]

Ⅰ文化財の適切な保護と管理

措置番号	事業名	取組主体				財源	取組年度	
		市民	所有者	団体	行政		前期 令和6～10 2024～2028	後期 令和11～15 2029～2033
9	文化財保護法・文化財保護条例に基づく事務		○		○ (文)	・市	← 毎年 →	
	文化財保護法等法令に基づく事務を実施する。							
10	指定文化財の保護管理		○		○ (文)	・市	← 毎年 →	
	指定文化財の保護管理を行う。							
11	埋蔵文化財の管理		○		○ (文)	・市	← 毎年 →	
	埋蔵文化財及び記念物の保護管理、文化財保護法等法令に基づく事務を実施する。							

Ⅱ文化財の防災・防犯対策

措置番号	事業名	取組主体				財源	取組年度	
		市民	所有者	団体	行政		前期 令和6～10 2024～2028	後期 令和11～15 2029～2033
12	防災・防犯対策の実施	△	○		△	(検討)	← R7(2025)～R15(2033) →	
	防災訓練の実施など							
13	非常時の対応マニュアルの作成	△	○		△	(検討)	← R7(2025)～R15(2033) →	
	非常時の対応マニュアルの作成を行い、連絡体制の強化を行う。							
14	文化財防災に関する公開講座や保全活動	△	○	○ (資)		・科研費 ・寄附金	← 毎年 →	
	文化財の所有者や管理に携わる者を対象に、愛媛大学にて文化財防災に関する講座やワークショップを開く。災害があった場合や所有者から要請があった場合は、救出・保全活動を実施する。							

○：主体（能動） △：協力・参加（受動） □：支援
文：文化財課 資：愛媛資料ネット

III文化財の適切な評価と計画の策定・推進

措置番号	事業名	取組主体				財源	取組年度	
		市民	所有者	団体	行政		前期 令和6～10 2024～2028	後期 令和11～15 2029～2033
15	史跡松山城跡樹木管理計画の推進	△			○(公)	・市 ・国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	← 毎年 →	
	計画に基づき史跡松山城跡の樹林及び植栽の整備・管理を進める。							
16	良好な景観形成の推進	○	○		○(デ)	・市	← 毎年 →	
	松山らしい良好な景観によるまちづくりを推進するため、松山市景観計画の策定、大規模行為に対する届出審査、景観教育や景観賞等の啓発事業などを実施する。							
17	四国遍路世界遺産登録推進協議会		△	○(四登)	△	・会費 ・寄付金	← 毎年 →	
	四国遍路世界遺産登録推進協議会へ出席する。また、推進協議会員と連携し、四国遍路の世界遺産登録を目指すための取組を行う。							
18	文化財保護審議会の開催	△	△	○	○(文)	・市	← 毎年 →	
	文化財の価値評価や指定、修理等の指導のほか、国・県指定文化財を含めた文化財の保存・活用を推進するため、文化財保護審議会を開催する。							

IV文化財所有者を支える仕組みの検討

措置番号	事業名	取組主体				財源	取組年度	
		市民	所有者	団体	行政		前期 令和6～10 2024～2028	後期 令和11～15 2029～2033
19	文化財所有者を支える仕組みづくり		○	○	□	(検討)	← R7(2025)～R15(2033) →	
	文化財所有者の相談窓口の創設、所有者の維持管理を支える仕組みづくり（公民館やまちづくり協議会との連携）、保存に関するマニュアルの作成などを行う。							
20	民間所有の文化財の現状把握の仕組みづくり		○		□	(検討)	← R7(2025)～R15(2033) →	
	定期的な点検、年に一度の状態把握などを行う。							

○：主体（能動） △：協力・参加（受動） □：支援
 公：公園緑地課 デ：都市デザイン課 文：文化財課
 四登：四国遍路世界遺産登録推進協議会

方針3 文化財の適切な保存修理・保存整備を実施する

文化財を将来にわたり適切に保存伝承するため、き損や滅失を未然に防ぐため、文化財の状況を把握し、適切な方法で適切な時期に保存修理を実施し、修理サイクルを構築するほか、防災施設の整備や環境整備について民間所有文化財を含め計画的に実施します（Ⅰ保存修理や防災施設整備等の計画的な実施）。

また、史跡等の記念物を筆頭に、整備が遅れており文化財の価値や魅力が十分に広く伝えることができていないことから、看板や案内等を含めた、訪れたいくなるような環境整備や保存整備を推進します（Ⅱ文化財の保存活用に向けた整備の実施）。

[措置]

Ⅰ 保存修理や防災施設整備等の計画的な実施

措置番号	事業名	取組主体				財源	取組年度	
		市民	所有者	団体	行政		前期 令和6～10 2024～2028	後期 令和11～15 2029～2033
21	松山城建造物の保存修理				○ (観)	・市 ・国宝重要文化財等 保存・活用費補助金	← 毎年 →	
	重要文化財 松山城をはじめとする文化財建造物と復興建造物について計画的に保存修理を実施する。							
22	民間所有指定文化財の保存修理・防災設備整備等		○		□	・所有者負担金 ・国庫補助金 ・愛媛県費補助金 ・松山市費補助金	← 毎年 →	
	民間所有文化財の保存修理・防災設備整備・磨き上げ・活用環境整備などを適切に実施する。							

Ⅱ 文化財の保存活用に向けた整備の実施

措置番号	事業名	取組主体				財源	取組年度	
		市民	所有者	団体	行政		前期 令和6～10 2024～2028	後期 令和11～15 2029～2033
23	久米官衙遺跡群の遺構保全			○	○ (文)	・市	← 毎年 →	
	国指定史跡久米官衙遺跡群の保存と活用をはかる。							
24	城山公園（堀之内地区）の整備	△		△	○ (公)	・市 ・社会資本整備総合 交付金	← 毎年 →	
	城山公園の堀之内地区（松山城三之丸跡・西之丸跡）を対象とした史跡整備を行う。							
25	道後公園（史跡湯築城跡）の整備				○ (県都)	・県 ・国宝重要文化財等 保存・活用費補助金	← 毎年 →	
	湯築城跡の本質的価値を後世に継承していくため、「道後公園（史跡湯築城跡）整備基本計画」に基づき、史跡の適切な保存管理や有効活用に必要な公園整備等を行う。							

○：主体（能動） △：協力・参加（受動） □：支援
観：観光・国際交流課 文：文化財課 公：公園緑地課 県都：愛媛県都市整備課

方針4 文化財の保存・活用の拠点となる博物館施設を充実、新設する

市民等が歴史文化と文化財に触れることができ、文化財の保存公開活用の拠点である既存の資料館等について、適切な管理運営を図るとともに、機能の充実を図ります（Ⅰ文化財に関する施設の適切な管理と運営の充実）。

また、子規記念博物館や坂の上の雲ミュージアム、考古館など専門性の高い既存の博物館でカバーできていない美術工芸品や文書、民具など多くの文化財の保存活用の将来を見据えた施設のあり方を検討します（Ⅱ保存活用の拠点となる施設のあり方の検討）

[措置]

Ⅰ文化財に関する施設の適切な管理と運営の充実

措置番号	事業名	取組主体				財源	取組年度	
		市民	所有者	団体	行政		前期 令和6～10 2024～2028	後期 令和11～15 2029～2033
26	埋蔵文化財センター・考古館の管理運営	△		○	○(文)	・市	← 毎年 →	
	埋蔵文化財センター・考古館において、埋蔵文化財や歴史・文化に関する展示や講演会等の教育普及活動を実施し、市民の地域学習等での埋蔵文化財の活用を図ることで、市民の埋蔵文化財や本市の歴史・文化に対する理解を深め、埋蔵文化財保護意識の向上や本市への愛着を育む。							
27	中島歴史民俗資料館 懐古館の管理運営			○(正)	○(文)	・市	← 毎年 →	
	島嶼部の農具・漁具・日用品など歴史、芸能、民俗、産業等に関する歴史や文化を公開している中島歴史民俗資料館の維持、管理、運営を行う。							
28	北条ふるさと館の管理運営	△		○	○(文)	・市	← 毎年 →	
	北条地区の歴史や文化財の展示を行っている、北条ふるさと館の管理運営を行う。							
29	坂の上の雲ミュージアムの管理運営	△		○	○(坂)	・市	← 毎年 →	
	坂の上の雲ミュージアムの維持管理及び運営、「展示機能」「情報発信機能」「まちづくり支援機能」を果たすための各種取組を行う。また毎年新たなテーマを設けて企画展を開催し、様々な視点から『坂の上の雲』の魅力を紹介する。							
30	子規記念博物館の管理運営	△		○	○(子)	・市	← 毎年 →	
	常設展やテーマを決めて実施する特別企画展や特別展のほか、子規や俳句等に関するイベントや講座を開催することで、子規を顕彰しその業績を後世に伝える。また、子規に関係する重要な資料を収集し、その調査結果を展示等で発表することで、子規研究を更に発展させる。							
31	愛媛大学ミュージアムでの展示	△		○(ミ) (四研) (愛埋)	□	・愛媛大学 予算(ミュージアム 運営費)	← 毎年 →	
	愛媛大学ミュージアムでは、常設第2展示ゾーン「愛媛の歴史と文化」において、愛媛大学における愛媛の歴史文化に関わる研究成果や保管資料を常設展示(年2～3回入替)し、常設第4展示ゾーン「人間の営み」において、愛媛大学城北キャンパス下の文京遺跡出土品等を常設展示する。また、愛媛や松山の歴史や文化に関わる特定の研究成果や資料を元に、随時企画展示を実施する。また、そのような企画展示に伴い、講演会・ギャラリー・トーク等を開催・後援することがある。愛媛大学埋蔵文化財調査室では、5年に1度のペースで、発掘調査で得られた研究成果を愛媛大学ミュージアムを活用して特別展示を実施する。また展示内容は愛媛県歴史文化博物館、松山市考古館での特別展でも活用する。							

○：主体（能動） △：協力・参加（受動） □：支援
 文：文化財課 坂：坂の上の雲ミュージアム 子：子規記念博物館 ミ：愛媛大学ミュージアム
 四研：四国遍路・世界の巡礼研究センター 愛埋：愛媛大学埋蔵文化財調査室 正：正賢寺

II 保存活用の拠点となる施設のあり方の検討

措置 番号	事業名	取組主体				財源	取組年度	
		市民	所有者	団体	行政		前期 令和 6～10 2024～2028	後期 令和 11～15 2029～2033
32	保存活用の拠点となる施設の ありかたの検討	△	△	△	○ (市)	(検討)	 R7(2025)~R15(2033)	
文化財の保存公開活用の拠点となる施設のあり方について、検討を進める。								

○：主体（能動） △：協力・参加（受動） □：支援
市：松山市

2 「文化財の保存・活用の体制」に関する方針と措置

方向性 文化財の保存・活用の体制の構築と強化

- 方針1 文化財の保存と活用に関わる市民や団体の人材確保・育成に対する支援体制を構築する
- 方針2 文化財の保存と活用に関わる市民や団体の活動をサポートする
- 方針3 行政内部と関係機関による保存・活用の推進体制を構築する

前章で確認した文化財の保存・活用の体制に関する課題に対し、取組を充実する方向性を掲げ3つの方針により措置を行います。

方針1 文化財の保存と活用に関わる市民や団体の人材確保・育成に対する支援体制を構築する

文化財に関わる担い手の不足や人材育成が十分に行えていないことや、保存活用の取組を行うための資金の不足に対応するため、文化財の保存・活用に携わる団体の活動を支援します（I文化財の保存・活用に携わる団体への支援）。

[措置]

I文化財の保存・活用に携わる団体への支援

措置番号	事業名	取組主体				財源	取組年度	
		市民	所有者	団体	行政		前期 令和6～10 2024～2028	後期 令和11～15 2029～2033
33	文化や文化芸術に関する団体の支援	△		○	□ (こ)	・市	← 毎年 →	
	市民が文化や文化芸術に触れる機会の創出、潤いと活力にあふれた地域社会の発展を目指すために団体（(公財)松山市文化・スポーツ振興財団、松山市文化協会）の活動を支援する。							
34	地域の宝みがきのサポート	○	△	○	□ (ま)	・市	← 毎年 →	
	地域の宝というべき地域資源を活かした、住民主体の個性的な地域づくりを推進するため、地域の宝の保存、活用、継承等を目的とした解説板や案内標識の設置、アクセス向上のための整備等の事業を対象に、予算の範囲内で、その事業費の一部に補助金の交付を行う。							
35	保存団体・研究団体の運営補助	△		○	□ (文)	・市	← 毎年 →	
	民俗芸能の保存伝承と後継者の育成、松山の歴史・地理研究を支援することで、郷土に対する理解と愛着の涵養を図り、文化財保護の推進に努めるため、保存団体・研究団体に運営費の補助を行う。							
36	文化財保存顕彰事業の補助		○	○	□ (文)	・所有者負担金 ・国庫補助金 ・愛媛県費補助金 ・松山市費補助金	← 毎年 →	
	国、県、市指定文化財の民間所有者若しくは管理者、管理団体が指定文化財の管理、修理、整備等を行う際、費用負担が困難である場合、率を定めて補助金を交付する。							

○：主体（能動） △：協力・参加（受動） □：支援
こ：文化・ことば課 ま：まちづくり推進課 文：文化財課

方針2 文化財の保存と活用に関わる市民や団体の活動をサポートする

文化財の保存活用の担い手が活動するための拠点や活動の成果を発表・報告する場所の不足に対して既存施設の有効活用を図ることができないか検討します（Ⅰ市民や団体の活動の拠点となる場所づくり）。また、文化財所有者や管理者、支援団体、市民が情報共有や連携するための機会創出や相互理解を深めるための仕組みをつくりサポートできないか検討を進めます（Ⅱ市民や団体がつながる仕組みづくり）。

[措置]

Ⅰ市民や団体活動の拠点となる場所づくり

措置番号	事業名	取組主体				財源	取組年度	
		市民	所有者	団体	行政		前期 令和6～10 2024～2028	後期 令和11～15 2029～2033
37	既存施設の活用推進	△		○	□	(検討)	← R7(2025)～R15(2033) →	
	既存公共施設について、市民団体による文化財の保存活用の拠点としての利用を検討する。							

Ⅱ市民や団体がつながる仕組みづくり

措置番号	事業名	取組主体				財源	取組年度	
		市民	所有者	団体	行政		前期 令和6～10 2024～2028	後期 令和11～15 2029～2033
38	文化財の保存活用を行う団体・個人向けの情報プラットフォームの設置	○	△	○	□	(検討)	← R7(2025)～R15(2033) →	
	文化財の保存・活用に関する団体の情報共有、使用可能な施設等をまとめたプラットフォームを設置する（情報は、各地区公民館やまちづくり協議会が主体となり収集、市がとりまとめ）。							

○：主体（能動） △：協力・参加（受動） □：支援

方針3 行政内部と関係機関による保存・活用の推進体制を構築する

文化財の保存・活用に資する取組を行うに当たり、松山市内部には関係する課等が多数存在しており、問い合わせ先がわからない、問い合わせても所管する課等がないことや、取組を行う諸団体の連携が図られていないことに対して、関係部局や文化財関係者が参画する協議会を開催し情報交換や連携強化を図ります。また、文化財の保存活用の推進が滞ることが無いよう、また推進体制を充実させるため、必要な人材の確保と育成を計画的に実施します（Ⅰ推進体制の構築）。

[措置]

Ⅰ 推進体制の構築

措置番号	事業名	取組主体				財源	取組年度	
		市民	所有者	団体	行政		前期 令和6～10 2024～2028	後期 令和11～15 2029～2033
39	文化財保存活用地域計画協議会の設置	○	○	○	○ (文)	・市	← 毎年 →	
	定期的な情報交換を図り、適切な文化財の保存・活用を推進する。							
40	文化財専門職員の確保と育成			○	○ (市) (ス)	・市	← 毎年 →	
	事業継続の視点からも文化財専門職員の継続的な採用と育成を検討する。							

○：主体（能動） △：協力・参加（受動） □：支援
 文：文化財課 市：松山市 ス：文化・スポーツ振興財団

3 「文化財を地域で活かすこと」に関する方針と措置

方向性 文化財を地域で活かすための普及啓発

- 方針1 文化財の価値や魅力を発信し、共有する
- 方針2 社会教育や学校教育を通して市民が文化財に触れる機会を創出する
- 方針3 文化財を松山市の資源として適切に活用し、地域活性化につなげる

前章で確認した文化財を地域で活かすことに関する課題に対し、取組を充実する方向性を掲げ3つの方針により措置を行います。

方針1 文化財の価値や魅力を発信し、共有する

市民が歴史や文化に触れる機会を増やし、文化財の魅力や価値を広く市民に伝えるため、文化財を身近なものとして体感し、文化財に携わる当事者意識を高める、参加体験型のイベント等を実施し、文化財の価値や魅力を共有します（Ⅰ魅力を伝えるためのイベントの実施）。

また、Web サイトや動画配信、SNS など ICT を活用しながら最新の情報発信を行い、文化財に触れる機会創出に努めるほか、情報集積と情報発信を循環させて共有する対話型の発信を目指します（Ⅱ魅力を伝えるための情報の発信）。

[措置]

Ⅰ 魅力を伝えるためのイベントの実施

措置番号	事業名	取組主体				財源	取組年度	
		市民	所有者	団体	行政		前期 令和6～10 2024～2028	後期 令和11～15 2029～2033
41	ことばのちからイベント「俳句甲子園」	○		○	○(こ)	・市 ・地方創生 交付金	← 毎年 →	
	「俳句甲子園」を共催し、市民の文化活動の活性化とともに「ことばを大切にするまち松山」を全国に発信し、まちの魅力創出と都市ブランドの確立につなげる（平成13(2001)年度より継続的に実施）。							
42	風早八十八ヶ所巡りのスタンプ帳配布とアプリ運営	△			○(地)	・市	← 毎年 →	
	風早八十八ヶ所をめぐるスタンプ帳・アプリの活用（北条公民館）を行う（令和3(2021)年度より継続的に実施）。							
43	俳句ポストの設置と運営	○			○(こ)	・市 ・地方創生 交付金	← 毎年 →	
	松山を訪れた人や松山市民がより俳句文化に親しみ、俳都松山のPRにつながることを目的とし、市内観光地等に俳句ポストを設置する。また、手軽に俳句を楽しんでもらうため、インターネット上で「俳句ポスト365」を運営する（昭和43(1968)年度より継続的に実施）。							
44	『坂の上の雲』を軸とした21世紀のまちづくり事業	△		○	○(ま)	・市	← 毎年 →	
	『坂の上の雲』フィールドミュージアム構想で位置づけられる7つのゾーン（センターゾーン：中心市街地、サブセンターゾーン：道後温泉、松山総合公園、三津浜・梅津寺、久谷・砥部、風早、忽那諸島）の資源を紹介する『坂の上の雲』のまち松山フィールドミュージアムマップの作成、配布や、地域資源を巡るウォーキングやサイクリングイベントを実施している。							

○：主体（能動） △：協力・参加（受動） □：支援
 こ：文化・ことば課 地：地域学習振興課 ま：まちづくり推進課

II 魅力を伝えるための情報の発信

措置番号	事業名	取組主体				財源	取組年度	
		市民	所有者	団体	行政		前期 令和6～10 2024～2028	後期 令和11～15 2029～2033
45	「瀬戸内・松山 里島めぐり」ウェブサイトの運営	△		○	□ (中)	・市	← 毎年 →	
	まつやま里島ツーリズム連絡協議会が運営しているウェブサイト「瀬戸内・松山 里島めぐり」で、島のみどころとして文化財（桑名神社（本殿）、釣島灯台吏員退息所等）を紹介する。							
46	松山城の集客促進	△			○ (観)	・市	← 毎年 →	
	松山城を舞台に回遊型の企画・展示・演出などの魅力創出を行うとともに、県内外に向けてプロモーションし、集客を図る。							
47	デジタル・アーカイブの推進	△			○ (子)	・市	← 毎年 →	
	市指定文化財（なじみ集・竹乃里歌）をはじめとする子規直筆資料等をデジタル・アーカイブ化してインターネットで公開する（令和3(2021)年度より継続的に実施）。							
48	文化財情報の集積と発信の検討	△	△		○ (文)	(検討)	← R7(2025)~ →	
	旧松山市内の指定文化財を総覧する書籍「松山の文化財」を平成15(2003)年に刊行して以来、新たな包括的な情報発信ができていないことから、旧北条・中島地域を含む市内の文化財情報の集積と発信について、デジタル化を含む新たな方法を検討する。							
49	良好な景観形成の推進（再掲）	○	○		○ (テ)	・市 ・えひめの未来チャレンジ支援事業（愛媛県）	← 毎年 →	
	松山らしい良好な景観によるまちづくりを推進するため、松山市景観計画の策定、大規模行為に対する届出審査、景観教育や景観賞等の啓発事業などを実施する。							
50	四国遍路の世界遺産登録に向けた詳細成果の発信	△	△	△	○ (県文)	・県 ・国	← R6(2024)~R8(2026) →	
	No.5の取組の札所詳細調査成果について、報告会を開催するなど情報発信する。							

○：主体（能動） △：協力・参加（受動） □：支援
 中：中島支所 観：観光・国際交流課
 子：子規記念博物館 文：文化財課 デ：都市デザイン課 県文：愛媛県まなび推進課、文化財保護課

方針2 社会教育や学校教育を通して市民が文化財に触れる機会を創出する

市民に向けた文化財の活用や地域住民が歴史や文化について学ぶ機会を増やすため、公民館活動等で行われる社会教育活動を通して文化財の保存活用を図ります（Ⅰ文化財の社会教育での活用）。

また、学校教育を通して文化財に親しむ機会や学ぶ機会を創出することで、子どもたちが文化財や地域への愛着を深めることを目指します（Ⅱ文化財の学校教育での活用）。

[措置]

Ⅰ文化財の社会教育での活用

措置番号	事業名	取組主体				財源	取組年度	
		市民	所有者	団体 (公) (ま協)	行政 (地)		前期 令和6～10 2024～2028	後期 令和11～15 2029～2033
51	地域のイベントへの支援	○	△	○ (公) (ま協)	□ (地)	・市	← 毎年 →	
	淡墨桜まつりや来住廃寺まつりなど、地域で行われている文化財や歴史文化に関する祭礼やイベントの支援を通して、歴史文化や文化財への興味・関心を高め、次世代への確実な継承をはかる（令和2(2020)年度より継続的に実施）。							
52	島しょ部の歴史文化や文化財の継承のための支援	○	△	○ (公) (ま協)	□ (地)	・市	← 毎年 →	
	島しょ部に残る祭礼や歴史文化や文化財の継承のための保存・伝承活動を支援する（令和2(2020)年度より継続的に実施）。							
53	地域を知るための地域主体のまちあるきイベントの支援	○	△	○ (公) (ま協)	□ (地)	・市	← 毎年 →	
	地域住民が自分たちの住む地域の歴史文化や文化財への理解、愛着を醸成するために、各公民館やまちづくり協議会が主体となって実施する、管轄地区内の文化財を巡り歩くためのまちあるきマップの作成やまちあるきの実施に関する取組を支援する（令和2(2020)年度より継続的に実施）。							
54	北条地区のイベント開催支援	○	△	○	□ (観)	・市	← 毎年 →	
	愛媛県指定無形民俗文化財である「鹿島の權練り」披露を含む北条鹿島まつりや中世の豪族河野氏の歴史をたどるワンダーランド河野氏まつりなど、北条地区のイベント開催の支援を行う。							
55	まつやまスマイル（笑顔）ウォーキングマップの配布	△			○ (健)	・市	← 毎年 →	
	松山市内の季節を感じる8コースと地域のおすすめ35コースが紹介されたウォーキングマップを配布する。コース上にある名所や旧跡等の写真や紹介文を掲載している。							
56	文化財めぐりの実施	△	△		○ (文)	・市 ・参加者負担金	← 毎年 →	
	国・県・市指定をはじめとする文化財を訪ねることにより、市民の文化財に対する認識・郷土に対する愛護の精神を養い、文化財保護教育の普及促進を図る。							
57	「掩体壕」の利活用	○		○ (ま協)	□ (生)	・市	← 毎年 →	
	掩体壕を自由に見学できるよう広く一般開放するとともに生石地区まちづくり協議会と連携し、団体等への見学希望者に対して案内や説明を行う（令和2(2020)年度より継続的に実施）。							

○：主体（能動） △：協力・参加（受動） □：支援
 地：地域学習振興課 観：観光・国際交流課 健：健康づくり推進課 文：文化財課 生：市民生活課
 公：各公民館 ま協：まちづくり協議会

第8章 文化財の保存・活用に関する方針と措置

措置番号	事業名	取組主体				財源	取組年度	
		市民	所有者	団体 (難波)	行政 (地)		前期 令和6～10 2024～2028	後期 令和11～15 2029～2033
58	「エヒメアヤメ」・「イヨスマレ」の保存育成・啓発案内	○		○ (難波)	□ (地)	・市	← 毎年 →	
	<p>自生南限地として大正14(1925)年に国の天然記念物に指定されたエヒメアヤメと昭和57(1982)年8月11日に市指定されたイヨスマレの保存育成や維持管理を行っている保存会と協力して、観察・保護活動を行い、3月中旬から4月中旬に小学生と一般人を対象とした見学会を行う(令和2(2020)年度より継続的に実施)。</p>							
59	地域の歴史文化を学ぶための講座実施の支援	○		○ (公 ま協)	□ (地)	・市	← 毎年 →	
	<p>地区内の歴史文化や文化財について、地区住民に伝えるための講座の開催の支援を行う(令和2(2020)年度より継続的に実施)。</p>							
60	郷土料理講習会の開催	○			○ (健)	・市	← 毎年 →	
	<p>地域の風土と歴史とともに形成された食文化について学び、伝統行事や食文化を大切にする気持ちを育み、食への理解を深め次世代に継承を働きかける(平成27(2015)年度より継続的に実施)。</p>							
61	フィールドミュージアムマップアカデミー久谷カレッジ事業の推進	○		○	○ (ま)	・市	● R6(2024)	
	<p>フィールドミュージアム構想のサブセンターゾーンである久谷地域で、大学生が地域資源を研究、再評価し、地域住民と一体となって、知識の継承や地域資源の利活用を図る。</p>							
62	一草庵の公開活用	△		○	○ (文)	・市	← 毎年 →	
	<p>種田山頭火の終焉の場所である一草庵の維持管理と公開活用を行う。</p>							
63	県指定史跡庚申庵の活用	△		○	○ (文)	・市	← 毎年 →	
	<p>愛媛県指定史跡である庚申庵史跡庭園の管理及び公開活用を行う。</p>							
64	釣島灯台旧官舎の管理運営	△		○	○ (文)	・市	← 毎年 →	
	<p>市指定有形文化財釣島灯台旧官舎の維持管理、及び公開活用を行う。</p>							
65	葉佐池古墳公園の公開活用	△		○	○ (文)	・市	← 毎年 →	
	<p>国指定史跡である葉佐池古墳公園の管理及び公開活用を行う。</p>							
66	体験型観光・学習のためのプラットフォームの構築	△	△	△	○ (文)	・市 ・国(検討)	← R7(2025)～R15(2033) →	
	<p>文化財保存活用地域計画の作成過程で明らかになった松山市の歴史文化の特徴を示すストーリーを総括的体系的に観光・学習できる体験型プラットフォームの開発とコンテンツ作成につながるプラットフォームを構築する。</p>							

○：主体(能動) △：協力・参加(受動) □：支援
 地：地域学習振興課 健：健康づくり推進課 ま：まちづくり推進課 文：文化財課
 公：各公民館 ま協：まちづくり協議会 難波：難波公民館

II 文化財の学校教育での活用

措置番号	事業名	取組主体				財源	取組年度	
		市民	所有者	団体	行政		前期 令和 6～10 2024～2028	後期 令和 11～15 2029～2033
67	高校生プレゼンツ中島文化財サイクリングツアーの開催	△			○ (こ)	・市 ・地方創 生交付 金	← 毎年 →	
	主催は、まつやま里島ツーリズム連絡協議会（協議会事務局：中島支所）、共催は松山北高等学校中島分校。中島の文化財等を巡る島内一周サイクリングツアーとして、高校生がコンシェルジュとして、ツアー同行や文化財の説明を行う。							
68	松山市指定文化財「掩体壕」の学校教育での活用	○		△	□ (中) (ま協)	・市	← 毎年 →	
	毎年7月に実施する「平和資料展」の開催に合わせ、小中学生を対象とした資料展及び掩体壕の見学会を実施する。また、小中学校で行う平和学習の際に、各学校の希望に基づき、掩体壕の見学や平和の語り部による講和を行う平和教育プログラムを実施する（令和2(2020)年度より継続的に実施）。							
69	「愚陀佛庵」を活用した教育プログラムの実施	△		△	○ (生) (学)	・市	← 毎年 →	
	夏目漱石と正岡子規が52日間同居した「愚陀佛庵」（子規記念博物館常設展示室内の復元）を活用することで、近代文学発展の歴史や松山の文学的土壌、先人たちの生き方を子ども達に伝える。							
70	大学構内遺跡の教育と研究への活用	○		△	○ (文) (ま) (子)	・市 ・国(検討)	← R7(2025)～R15(2033) →	
	城北キャンパスに所在する文京遺跡では保存地区(グリーンゾーン)を設け、遺跡の内容を示すサインを設置している。縄文時代の遺構から練兵場など近代の遺構まで、様々な人間活動を知る教材・研究資料として、措置番号4の発掘調査結果を公開しながら、共通教育・専門教育・大学院研究に活用する。							
71	ふるさと松山学を活用した学校教育の実施	○		○ (愛埋)		・愛媛大学 予算	← 毎年 →	
	松山ゆかりの先人や伝統文化を素材として本市独自に制作した「ふるさと松山学」を活用し、児童生徒の郷土への愛着や誇り、将来への志や言葉の力を育てる。広報まつやまなどの情報発信媒体を活用し、中学生が、それぞれの地域の偉人や文化、歴史などを自分たちの言葉で伝えることができる機会を創出し、地域への愛着を深める取組を進めていく。							
72	体験型観光・学習のためのプラットフォームの構築（措置番号66再掲）	△			○ (教) (シ)	・市 ・国(検討)	← 毎年 →	
	文化財保存活用地域計画の作成過程で明らかになった松山市の歴史文化の特徴を示すストーリーを総括的体系的に観光・学習できる体験型プラットフォームの開発とコンテンツ作成につながるプラットフォームを構築する。							

○：主体（能動） △：協力・参加（受動） □：支援
 こ：文化・ことば課 中：中島支所 文：文化財課 ま：まちづくり推進課 生：市民生活課
 学：学校教育課 子：子規記念博物館 愛埋：愛媛大学埋蔵文化財調査室
 教：教育研修センター事務所 シ：シティプロモーション推進課

方針3 文化財を松山市の資産として適切に活用し、地域活性化につなげる

文化財を観光分野で積極的に活用し、歴史や文化を醸し出す街並みを保存、整備し、文化財を活かしたまちづくりによる地域活性化を図るため、観光やまちづくりにおいて、保存とバランスの取れた文化財の活用を推進します（I文化財を活かしたまちづくりによる地域活性化）。

[措置]

I文化財を活かしたまちづくりによる地域活性化

措置番号	事業名	取組主体				財源	取組年度	
		市民	所有者	団体	行政		前期 令和6～10 2024～2028	後期 令和11～15 2029～2033
73	松山城の活用	△		○	○ (観) (指)	・市	← 毎年 →	
	指定管理者と連携して季節ごとに松山城のイベントを実施し、イベントに合わせて、天守の夜間営業や野原櫓・乾櫓等の重要文化財の特別公開を行う。							
74	愚陀佛庵のあり方についての検討	△			○ (ま) (文) (子)	・市 ・国(検討)	← R7(2025)～R15(2033) →	
	夏目漱石と正岡子規が52日間同居した「愚陀佛庵」の歴史的文化的価値を活かしたまちづくりや観光振興のあり方を検討し、地域活性化につなげる。							
75	みんなで育む美しい街並みと賑わい創出事業	○	○		□ (デ)	・市 ・まちづくりファンド支援業務(一般財団法人人間都市開発推進機構)	← R6(2024)～R7(2025) →	
	まちづくりに貢献する民間の施設整備に対して支援(補助金)を行うことで、官民連携のまちづくりを推進し、美しい街並みと賑わいの創出を図る(平成25(2013)年度より継続的に実施)。							
76	松山市文化創造支援協議会の開催	○		○	○ (こ)	・市 ・デジタル田園都市国家構想交付金	← 毎年 →	
	官・民・学で協働し、文化芸術により地域の活性化を図る。広く市民の文化芸術活動を推し進めるプログラムに取り組み、市民と文化団体と地域社会の結びつきを形成する(平成30(2018)年度より継続的に実施)。							
77	体験型観光・学習のためのプラットフォームの構築(措置番号66、72再掲)	△	△	△	○ (文)	・市 ・国(検討)	← R7(2025)～R15(2033) →	
	文化財保存活用地域計画の作成過程で明らかになった松山市の歴史文化の特徴を示すストーリーを総括的体系的に観光・学習できる体験型プラットフォームの開発とコンテンツ作成につながるプラットフォームを構築する。							

○：主体(能動) △：協力・参加(受動) □：支援
 観：観光・国際交流課 指：指定管理者 ま：まちづくり推進課 文：文化財課
 子：子規記念博物館 デ：都市デザイン課 こ：文化・ことば課

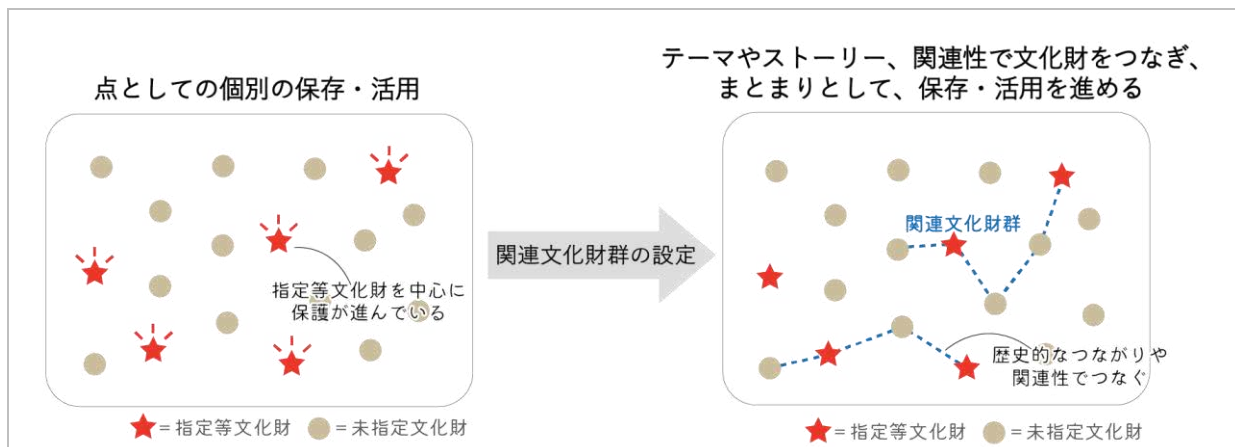
第9章 文化財の一体的・総合的な保存・活用

1 関連文化財群と文化財保存活用区域の設定の考え方

(1) 関連文化財群とは

関連文化財群とは、指定等文化財、未指定文化財に関わらず、多種多様な有形・無形の文化財を、歴史文化や地理的な関連性によって一定のまとまりとして捉えたものです。群を構成する複数の文化財を総合的・一体的に保存・活用するための枠組であり、文化財をまとまりとして扱うことで、松山市の歴史や文化、文化財の持つ魅力がより伝わりやすくなり、様々な分野や立場の人が連携することで、文化財の保存・活用を推進していくことができます。

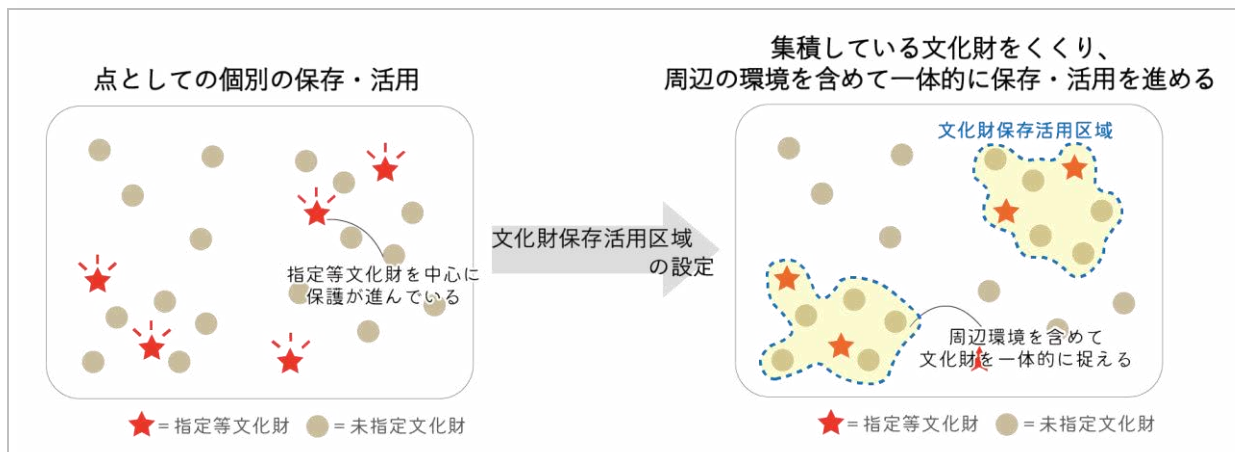
[関連文化財群の考え方のイメージ]



(2) 文化財保存活用区域とは

文化財が特定の範囲に集積している場合に、当該文化財(群)をその周辺環境も含めて面的に保存・活用するために設定するものです。多様な文化財が集中する区域を設定して保存・活用を図ることで、魅力的な空間の創出につながることが期待されます。

[文化財保存活用区域の考え方のイメージ]



(3) 松山市における関連文化財群と文化財保存活用区域

松山市に残る歴史・文化と文化財同士をつなぐをより分かりやすく伝えることで、市民を巻き込みながら文化財の保存・活用に係る措置を推進していくため、「松山市の歴史文化の特性」(第3章)で整理したストーリーをもとに、「関連文化財群」と「文化財保存活用区域」を設定します。

第3章で示した10のストーリーはすべて、松山市の歴史や文化の積み重ねを表す重要なものですが、本計画の計画期間である10年間(令和6(2024)年度から令和15(2033)年度まで)では、以下に示すように、4つのストーリーを核として、1つの関連文化財群、3つの文化財保存活用区域を設定し、重点的に取組を推進していきます。設定の基準は下記に示すとおりです。

[設定の基準]

基準1：市民の手による保存・活用の取組が盛んな文化財が含まれること

基準2：本計画の将来像を達成するための措置を効果的に実施するために、既に事業が進んでいる、または関連計画に位置づけが行われており、各種取組を実施するための環境が整っていること

[本計画で設定する関連文化財群と文化財保存活用区域]

■ まちに息づき、今も愛される ことば、いのり、くらしの文化

(1) 古代から貫かれる文学の伝統と革新

(2) 生活に根差した祭り・祈り・食・娯楽

(3) 発祥の地に生きる四国遍路

関連文化財群
発祥の地に生きる四国遍路

■ 松山の礎を築いた先人たちの想いとくらし

(4) 海と風と島々、中世河野氏と忽那氏の世界

(5) 松山城と近世松山藩の伝統文化

(6) 「坂の上の雲」の舞台 近代松山の発展

文化財保存活用区域
松山城周辺

■ 古くから、人々に選ばれ、人々が集まり、くらしが生まれた穏やかな海、豊かな平野、湧き出る湯

(7) 神話の時代から人々を魅了する道後温泉

(8) 大和との交流と影響で育まれた松山の黎明

(9) 瀬戸内海の往来が生んだくらしと文化

(10) 松山でくらす人々の舞台となる自然

文化財保存活用区域
道後温泉周辺

文化財保存活用区域
三津浜地区周辺

2 関連文化財群：発祥の地に生きる四国遍路

(1) 概要

松山市には、四国遍路札所の所在する自治体で最も多い8か寺が所在しています。各札所には数多くの文化財が伝わるだけでなく、お接待のように遍路に関する風習が松山の歴史文化の形成の中で非常に重要な役割を果たし、生活文化にも影響を与えてきました。特に、久谷地区には、文殊院やハツ塚群集古墳、札始大師堂など、遍路の発祥説話である衛門三郎に関する伝承地が多数残されているほか、衛門三郎が生まれ変わった河野息方が左手に握り生まれてきたとされる石が石手寺に残っています。また、平成27(2015)年には「四国遍路 ～回遊型巡礼路と独自の巡礼文化～」が日本遺産に認定されており、関連自治体を挙げた保存公開活用が進められているほか、世界遺産登録を見据えた調査や普及啓発が推進されています。

このような四国遍路に関連する文化財を関連文化財群として設定します。

[構成文化財の分布図]



(©OpenStreetMap contributors)

(2) 本関連文化財群の持つ課題

- ・近年増加傾向にある外国人の遍路へのお接待に向けた多言語対応が課題
- ・遍路道標は道路の拡張や建替え等による移動による逸失への危惧があるほか、維持管理の担い手が少ないことが課題
- ・世界遺産登録の前提となる各札所や遍路道の保護措置の推進が課題

(3) 本関連文化財群の方針と措置

①方針

- ・平成22(2010)年3月から、四国遍路世界遺産登録推進協議会により、世界遺産登録を目指した調査や普及啓発、周辺整備が継続的に行われている。
- ・愛媛大学四国遍路・世界の巡礼研究センターでは、四国遍路の歴史的価値について継続的に研究が進められている。
- ・愛媛県により、世界遺産登録に向けて課題となっている資産の保護措置を進めるため、県内札所の詳細調査を実施し、史跡指定を目指している。また調査成果を活用し、札所の調査報告会を開催している。
- ・令和4(2022)年度から、まちづくり推進課や愛媛大学、久谷地区まちづくり協議会が中心となる「フィールドミュージアムアカデミー久谷カレッジ」事業として、久谷地区が持つ地域特性や資源について、その歴史や価値を研究・再評価し、有効に活用するための取組が推進されている。

当該関連文化財群の方針

- 四国遍路発祥の地であり遍路の魅力の縮図といえる松山平野の遍路関連文化財群の保存修理や担い手育成、情報発信の強化を通じ、四国遍路文化全体の保存・活用の活性化を図る。
- 関係団体の取組と連動した文化財の保存・活用を図る。

②措置

関連措置番号	事業名	取組主体				財源	取組年度	
		市民	所有者	団体	行政		前期 令和6~10 2024~2028	後期 令和11~15 2029~2033
5	四国遍路の世界遺産登録に向けた詳細調査		△		○ (県文)	・国宝重要文化財等保存・活用費補助金 ・県	R6(2024)~R8(2026)	
	世界遺産登録に向けて、課題である資産の保護措置を進めるため、県内札所の詳細調査を実施する。松山市では、札所8カ寺や遍路道の調査に協力する。							
6	四国遍路に関する歴史資料調査		△	○ (四)		・科研費 ・四国遍路研究基金	毎年	
	継続的に、四国遍路の歴史や特徴について明らかにするため、札所のほか古刹寺院に残る歴史資料について調査する。							
44	『坂の上の雲』を軸とした21世紀のまちづくり事業	△		○	○ (ま)	・市	毎年	
	当該関連文化財群の構成文化財群は市域に広がっているが、特に関連文化財群の核となる四国霊場の札所や遍路宿が集まる久谷地区周辺は、『『坂の上の雲』フィールドミュージアム構想』において「久谷・砥部サブセンターゾーン」として位置づけられている。固有の地域資源を活かしたまちづくりを進めるため、各資源を紹介する『坂の上の雲』のまち松山フィールドミュージアムマップの作成・配布や、イベント等を実施する。							

関連措置番号	事業名	取組主体				財源	取組年度	
		市民	所有者	団体	行政		前期 令和 6～10 2024～2028	後期 令和 11～15 2029～2033
50	四国遍路の世界遺産登録に向けた詳細成果の発信	△	△	△	○ (県文)	・県 ・国	←→ R6(2024)~R8(2026)	
	措置5の取組の札所詳細調査成果について、報告会を開催するなど情報発信する。							
61	フィールドミュージアムマップアカデミー久谷カレッジ事業の推進	○		○	○ (ま)	・市	● R6(2024)	
	フィールドミュージアム構想のサブセンターゾーンである久谷地域で、大学生が地域資源を研究、再評価し、地域住民と一体となって、知識の継承や地域資源の利活用を図る。							

○：主体（能動） △：協力・参加（受動） □：支援
 県文：愛媛県まなび推進、課文化財保護課 四：四国遍路・世界の巡礼研究センター ま：まちづくり推進課

3 文化財保存活用区域：松山城周辺

(1) 概要

慶長5(1600)年、加藤嘉明が^{にゆうほう}入封したことにより立藩した松山藩は、嘉明の転封により蒲生忠知が入封、断絶により松平定行が入封すると、以後は松平家により支配されました。加藤嘉明は松山平野中央の味酒山に松山城を築城、暴れ川であった湯山川(石手川)を南に付け替えることで、平地を確保し、城下町を形成しました。松山藩政期は、都市形成とともに、社寺の整備や俳諧・能など文学芸能の振興、藩校明教館の設置など文教施策が実施され、近代・現代に繋がる松山の歴史文化の礎が形成された時期でもあります。村方・町方^{むらかた まちかた}が育み残したものも含めた松山藩政期の文化財も含め、松山城周辺には多くの文化財が集積しています。また景観計画においても、中心地区景観計画区域として、市役所前榎町通り景観形成重点地区、二番町通景観形成重点地区が位置づけられ、市民ひとりひとりが「お城下」に親しみ、愛着・誇りを感じる魅力ある都市景観の形成を目指しているため、関係課との連携を図りながら、松山城下の文化財の保存と活用をさらに推進するため、文化財保存活用区域として設定します。

[構成文化財の分布図]



(©OpenStreetMap contributors)

(2) 本文化財保存活用区域の持つ課題

- ・特に松山城では、多様な主体によるイベント等が行われているが、活用が先立つことが多く保存と活用のバランスが課題
- ・取組の多くは、観光誘客が主目的であり、市民への周知や市民の参加が課題

(3) 本文化財保存活用区域の方針と措置

①方針

- 景観計画と連動して、文化財を取り巻く環境を維持する。
- 関係課を含め、様々な主体により事業が行われているため、集積する文化財を考慮した上で、主体間で連携しながら、効果的な保存・活用を推進する。
- 松山市民を巻き込んだ保存・活用を推進する。

②措置

関連措置番号	事業名	取組主体				財源	取組年度	
		市民	所有者	団体	行政		前期 令和6～10 2024～2028	後期 令和11～15 2029～2033
2	城山公園（堀之内地区）の発掘調査			○	○(公)	・市 ・社会資本整備総合交付金 ・国宝重要文化財等保存・活用費補助金	← 毎年 →	
	城山公園の堀之内地区の一部（松山城三之丸跡）にあった三之丸御殿の発掘調査を行う。							
15	史跡松山城跡樹木管理計画の推進	△			○(公)	・市 ・国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	← 毎年 →	
	計画に基づき史跡松山城跡の樹林及び植栽の整備・管理を進める。（令和3(2021)年度より継続的に実施）。							
16 49	良好な景観形成の推進	○	○		○(デ)	・市 ・えひめの未来チャレンジ支援事業（愛媛県）	← 毎年 →	
	松山城周辺は景観計画において、景観計画区域、景観形成重点地区、眺望保全地区等に位置づけられている。松山城周辺の歴史文化を象徴する良好な景観形成を推進するため、景観計画に基づき、大規模行為に対する届出審査、景観教育や景観賞等の啓発事業などを実施する。							
21	松山城建造物の保存修理				○(観)	・市 ・国宝重要文化財等保存・活用費補助金	← 毎年 →	
	重要文化財 松山城をはじめとする文化財建造物と復興建造物について計画的に保存修理を実施する。							
24	城山公園（堀之内地区）の整備	△		△	○(公)	・市 ・社会資本整備総合交付金	← 毎年 →	
	城山公園の堀之内地区（松山城三之丸跡・西之丸跡）を対象とした史跡整備を行う。							

関連措置番号	事業名	取組主体				財源	取組年度	
		市民	所有者	団体	行政		前期 令和 6～10 2024～2028	後期 令和 11～15 2029～2033
29	坂の上の雲ミュージアムの管理運営	△		○	○(坂)	・市	← 毎年 →	
	坂の上の雲ミュージアムの維持管理及び運営、「展示機能」「情報発信機能」「まちづくり支援機能」を果たすための各種取り組みを行う。また毎年新たなテーマを設けて企画展を開催し、様々な視点から『坂の上の雲』の魅力を紹介する。							
44	『坂の上の雲』を軸とした 21 世紀のまちづくり事業	△		○	○(ま)	・市	← 毎年 →	
	松山城周辺は『坂の上の雲』フィールドミュージアム構想において「松山城周辺センターゾーン」として中核的な位置づけがなされている。固有の地域資源を活かしたまちづくりを進めるため、各資源を紹介する『坂の上の雲』のまち松山フィールドミュージアムマップの作成、配布やイベント等を実施する。							
46	松山城の集客促進	△			○(観)	・市	← 毎年 →	
	松山城を舞台に回遊型の企画・展示・演出などの魅力創出を行うとともに、県内外に向けてプロモーションし、集客を図る。							
62	一草庵の公開活用	△		○	○(文)	・市	← 毎年 →	
	種田山頭火の終焉の場所である一草庵の維持管理と公開活用を行う。							
63	県指定史跡庚申庵の活用	△		○	○(文)	・市	← 毎年 →	
	愛媛県指定史跡である庚申庵史跡庭園の管理及び公開活用を行う。							
69	「愚陀佛庵」を活用した教育プログラムの実施	△		△	○(学) ○(子)	・市 ・国(検討)	← 毎年 →	
	夏目漱石と正岡子規が 52 日間同居した「愚陀佛庵」(子規記念博物館常設展示室内の復元)を活用することで、近代文学発展の歴史や松山の文学的土壌、先人たちの生き方を子ども達に伝える。							
73	松山城の活用	△		○	○(観) ○(指)	・市	← 毎年 →	
	指定管理者と連携して季節ごとに松山城のイベントを実施し、イベントに合わせて、天守の夜間営業や野原櫓・乾櫓等の重要文化財の特別公開を行う。							
74	愚陀佛庵のあり方についての検討	△			○(ま) ○(文) ○(子)	・市 ・国(検討)	← R7(2025)～R15(2033) →	
	夏目漱石と正岡子規が 52 日間同居した「愚陀佛庵」の歴史的文化的価値を活かしたまちづくりや観光振興のあり方を検討し、地域活性化につなげる。							

○：主体（能動） △：協力・参加（受動） □：支援
公：公園緑地課 デ：都市デザイン課 観：観光・国際交流課 坂：坂の上の雲ミュージアム
ま：まちづくり推進課 文：文化財課 学：学校教育課 子：子規記念博物館
指：指定管理者

4 文化財保存活用区域：道後温泉周辺

(1) 概要

道後温泉は、『古事記』、『日本書紀』、『伊予国風土記』逸文にも言及される日本最古の温泉の一つで、古代において数々の皇族の来訪譚が残されています。景行天皇と皇后、仲哀天皇と神功皇后のほか、聖徳太子、舒明天皇、斉明天皇、中大兄皇子、大海人皇子が来浴したとされ、聖徳太子は、明媚な風光に感激し、湯の丘に碑を残したと伝わります。また、斉明天皇は舒明天皇と共に伊予温湯宮を訪れた後、白村江の戦いの前に石湯行宮に2か月間滞在しました。また、源氏物語空蝉の巻では「伊予の湯桁歌」を引用し、数が多い様に例えるなど、伊予の湯が慣用句として使われるほど広く親しまれていたことが分かります。

中世には河野氏により近接して湯築城が築かれ保護管理されたほか、近世以降も歴代松山藩主により度々建物等が整備されており、その時々において権力者の庇護を受けながら多くの人々の入浴の用に供され、愛されてきました。古代から松山を代表する要所である道後温泉とその周辺には多くの文化財が集積しています。また、景観計画において「道後温泉本館周辺景観形成重点地区」として位置付けられ、道後温泉本館をはじめとした歴史的景観資源や周囲の豊かな自然景観が醸す雰囲気に調和した風格ある街並みを目指すことが位置づけられているため、関係課との連携を図りながら、道後温泉周辺において、さらに文化財の保存と活用を推進していくために、文化財保存活用区域として設定します。

[区域図]



(©OpenStreetMap contributors)

(2) 本文化財保存活用区域の持つ課題

- ・取組の多くは、観光誘客が主目的であり、市民への周知や市民の参加が課題
- ・道後温泉本館保存修理工事を機に様々な歴史資料が見つかったが、その保管場所がなく、また、それらの資料の効果的な活用が課題
- ・区域内には道後温泉本館に関連する様々な文化財が残されているが、それらの文化財や街並みと道後温泉本館とのつながりを示すことによる道後エリア一体となった保存・活用の取組が少ないことが課題
- ・道後温泉本館保存修理工事が令和6(2024)年度に終了する予定だが、その後の集客に向けた方向性が課題

(3) 本文化財保存活用区域の方針と措置

①方針

- 景観計画と連動して、文化財を取り巻く環境を維持する。
- 道後温泉本館保存修理工事を機に見つかった歴史資料や道後温泉本館周辺にある文化財とのつながりを生かして、ストーリーを伝える情報発信や仕掛けづくりを行う。

②措置

関連措置番号	事業名	取組主体				財源	取組年度	
		市民	所有者	団体	行政		前期 令和6～10 2024～2028	後期 令和11～15 2029～2033
16 49	良好な景観形成の推進	○	○		○ (デ)	・市 ・えひめの未来チャレンジ支援事業(愛媛県)	← 毎年 →	
	当該区域の一部は、道後温泉本館周辺景観形成重点地区として位置付けられている。道後温泉本館をはじめとした歴史的景観資源や周囲の豊かな自然景観が醸す雰囲気と調和した、全国有数の温泉観光地として風格ある街並みを形成するため、景観計画に基づき、大規模行為に対する届出審査、景観教育や景観賞等の啓発事業などを実施する。							
25	道後公園(史跡湯築城跡)の整備				○ (県都)	・県 ・国宝重要文化財等保存・活用費補助金	← 毎年 →	
	湯築城跡の本質的価値を後世に継承していくため、「道後公園(史跡湯築城跡)整備基本計画」に基づき、史跡の適切な保存管理や有効活用に必要な公園整備等を行う。							
30	子規記念博物館の管理運営	△		○	○ (子)	・市 ・教育文化施設資料購入基金	← 毎年 →	
	常設展やテーマを決めて実施する特別企画展や特別展のほか、子規や俳句等に関するイベントや講座を開催することで、子規を顕彰しその業績を後世に伝える。また、子規に関係する重要な資料を収集し、その調査結果を展示等で発表することで、子規研究を更に発展させる。							
44	『坂の上の雲』を軸とした21世紀のまちづくり事業	△		○	○ (ま)	・市	← 毎年 →	
	当該区域は『『坂の上の雲』フィールドミュージアム構想』において「道後温泉サブセンターゾーン」として位置づけられている。固有の地域資源を活かしたまちづくりを進めるため、各資源を紹介する『坂の上の雲』のまち松山フィールドミュージアムマップの作成・配布やイベント等を実施する。							
47	デジタル・アーカイブの推進	△			○ (子)	・市	← 毎年 →	
	市指定文化財(なじみ集・竹乃里歌)をはじめとする子規直筆資料等をデジタル・アーカイブ化してインターネットで公開する(令和3(2021)年度より継続的に実施)。							

○：主体(能動) △：協力・参加(受動) □：支援
 デ：都市デザイン課 県都：愛媛県都市整備課 子：子規記念博物館 ま：まちづくり推進課

5 文化財保存活用区域：三津浜地区

(1) 概要

穏やかな波とその地理的条件により、瀬戸内海は、古来より、畿内と北九州、大陸を結ぶ大動脈としての役割を果たしてきました。平安時代末頃には河野氏と忽那氏が水軍として力を持ちはじめ、中世を通して、松山とその交通路を支配下に置いて発展を遂げ、近世には松山城を築いた加藤嘉明が三津浜を開発、参勤交代の御用船の基地となるなど、物資が集積する松山の外港として発展しました。三津浜は、近代以降も港湾都市として旧松山城下を凌ぐほどの繁栄を極めます。三津浜地区にはこのような、瀬戸内海の往来が生んだくらしと文化に関連する文化財が集積しています。

近年、三津浜地区では、街並みを地域で保存していけるように、地域内で協力しながら、保存を進めていく動きが進んでいるほか、地域外の方との連携による歴史・文化の保存と活用の動きがあります。また、建造物を文化財として保存したいという所有者からの要望も増えています。

景観計画においては、「三津浜地区景観形成区域」として位置付けられ、古民家等が残る街並みや港町を感じる海や港湾資源が形成する風情ある街並みを保全しながら、生活景観と融合した景観形成を行うことが目指されています。

このように、特に多くの文化財が集積し、積極的な保存活用を目指す動きが活発化していることから、三津浜地区周辺での文化財の保存と活用を図るため、文化財保存活用区域として設定します。

【区域図】

【全域図】



(©OpenStreetMap contributors)

【拡大図】



(©OpenStreetMap contributors)

(2) 本文化財保存活用区域の持つ現状と課題

- ・三津浜地区は戦災を免れたことで、各家で貴重な資料が眠っていると思われるが、それらの資料を調査し、保管、保存していく場所や仕組みを構築することが課題
- ・近世以降の建造物について、指定・登録の要望が増加しており、詳細調査の遅れが課題

(3) 本文化財保存活用区域の方針と措置

①方針

- 所有者が将来にわたり保存活用したいと要望している建造物の調査を行い指定や登録を促進する。
- 建造物の修理や活用に対して支援することで、景観保全や地域活性化を図る。
- 地域主体の活動を支援するための体制や窓口の整備を検討する。

②措置

関連措置番号	事業名	取組主体				財源	取組年度	
		市民	所有者	団体	行政		前期 令和6～10 2024～2028	後期 令和11～15 2029～2033
7	建造物の詳細調査	△	○	△	○(文)	・市 ・国(検討)	← R7(2025)～R15(2033) →	
	三津浜地区では、地区内に残る古民家等の建造物所有者から指定・登録の要望が急増していることから、新規市指定候補及び新規国登録候補建造物の来歴調査・図面作成などの詳細調査を行う。							
16 49	良好な景観形成の推進	○	○		○(デ)	・市 ・えひめの未来チャレンジ支援事業(愛媛県)	← 毎年 →	
	当該区域には景観計画区域として指定される三津浜地区が含まれている。三津浜地区の街並みの特性をふまえ、レトロで歴史ある街並み景観を核として保全しつつも、地区の人々の風情ある生活景観と融合した景観形成を推進するため、景観計画に基づき、大規模行為に対する届出審査、景観教育や景観賞等の啓発事業などを実施する。							
44	『坂の上の雲』を軸とした21世紀のまちづくり事業	△		○	○(ま)	・市	← 毎年 →	
	当該区域は『坂の上の雲』フィールドミュージアム構想において「三津浜・梅津寺サブセンターゾーン」として位置づけられている。固有の地域資源を活かしたまちづくりを進めるため、各資源を紹介する『坂の上の雲』のまち松山フィールドミュージアムマップの作成・配布やイベント等を実施する。							

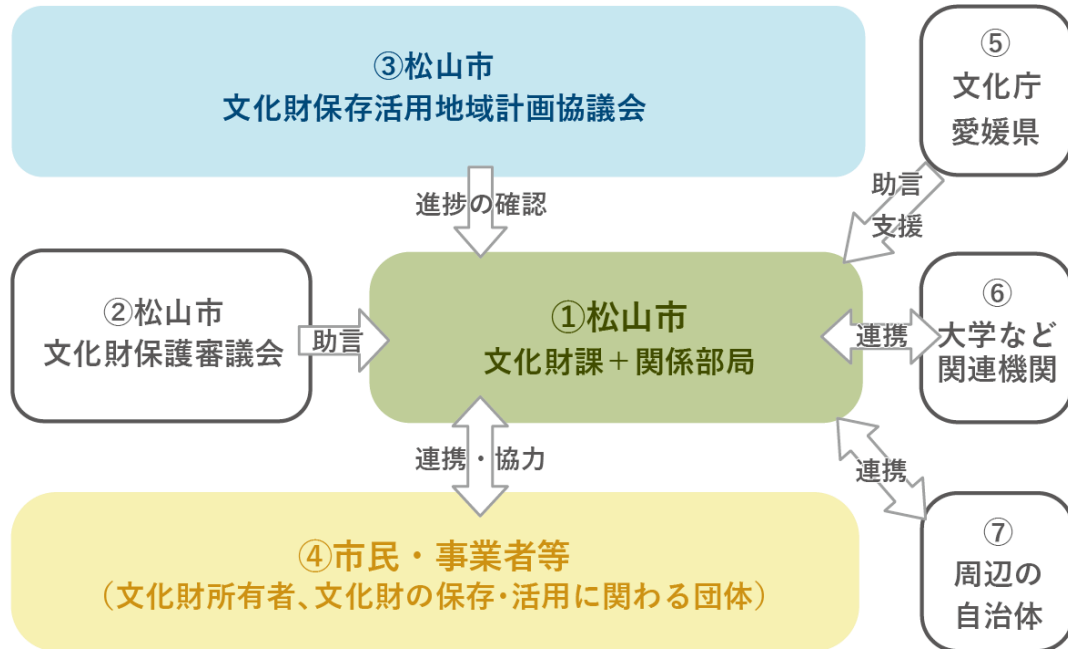
○：主体(能動) △：協力・参加(受動) □：支援
文：文化財課 デ：都市デザイン課 ま：まちづくり推進課

第10章 文化財の保存・活用の推進体制

(1) 文化財の保存・活用の推進体制

本計画に基づき、文化財の保存・活用を下記の体制で進めていきます。

[文化財の保存・活用の推進体制]



①松山市

松山市内の文化財は、松山市教育委員会事務局文化財課を中心として、保護が図られています。また、庁内関係部局が所管する関連計画においても、本市の歴史文化や文化財に関する記載がされ、歴史文化の特徴を表す文化財を活かしたまちづくりが行われていることから、庁内の関係課との連携を図りながら、本計画を基に文化財の保存と活用を進めていきます。

<文化財保護部局>

○文化財課

文化財の保護・公開、文化財関連施設(埋蔵文化財センター・一草庵・中島歴史民俗資料館 懐古館・葉佐池古墳公園・庚申庵史跡庭園)の運営、埋蔵文化財の保護・公開、史跡の整備・公開 等
職員13名(うち専門職員4名)

○子規記念博物館

子規記念博物館の運営、展示会・イベント等の実施等
職員9名(うち専門職員2名)

<関係部局>

○まちづくり推進課

『坂の上の雲』を軸とした21世紀のまちづくり、島しょ部の振興、地域におけるまちづくり等

○坂の上の雲ミュージアム

小説『坂の上の雲』に描かれた主人公3人の足跡や明治という時代に関する展示、『坂の上の雲』フィールドミュージアムを紹介する情報発信、まちづくり支援等

○都市デザイン課

市街地再開発事業、土地区画整理事業、住居表示事業、屋外広告物許可等事業、景観形成推進事業、中心市街地活性化事業、都市デザイン事業、美しい街並みと賑わい創出事業等

○文化・ことば課

「ことば」を活かしたまちづくり、俳句ポスト、文化振興等

○観光・国際交流課

観光情報の提供、観光誘致宣伝、国際交流、松山城・松山城二之丸史跡庭園・放生園・鹿島などの管理、観光イベントの実施等

○道後温泉事務所

道後温泉本館・椿の湯・道後温泉別館 飛鳥乃湯泉の運営及び源泉の管理等

②松山市文化財保護審議会

本計画で位置づけた文化財の保存・活用に関わる措置の実施にあたっては、松山市文化財保護審議会委員の助言を受けて行います。

③松山市文化財保存活用地域計画協議会

本計画で示した措置について、毎年度末に協議会へ報告を行います。

また、序章「4. 本計画の進捗管理と自己評価の方法」で示したように、計画期間の中間年（5年間）で見直しを行い、協議会での助言をふまえて必要に応じた事業計画の改訂を行います。

④市民・事業者等

第4章で示したように、松山市内では各地区で文化財の保存・活用に関する様々な市民活動がなされており、松山市の文化財の保存と活用をさらに推進していくためには、これらの団体が持続的に活動を続けていくことが必要不可欠です。そこで、団体の体制基盤の強化のための支援、また、活動に関して行政に気軽に相談できる場の提供を行うなど、各団体や活動者の活動の支援、連携を行っていきます。

⑤文化庁・愛媛県

文化庁や国立文化財機構文化財防災センター、愛媛県のほか、愛媛県所管の美術館や博物館とも連携を図っていきます。

- 愛媛県教育委員会 文化財保護課
- 愛媛県 まなび推進課
- 愛媛県 都市整備課
- 愛媛県美術館
- 愛媛県歴史文化博物館

⑥大学など関連機関

松山市内には、松山市内の歴史・文化や文化財の調査・研究、また教育に活用している様々な機関が所在することから、これらの機関との連携・情報交換を密に行うことで、専門性を活かした文化財の保存・活用を行います。

特に、市内に多くの大学が立地しているという特色を活かして、多様化・高度化する地域の課題に迅速かつ適切に対応することにより、活力ある個性豊かな地域社会の形成・発展に寄与することを目的とし、4つの大学と連携協定を締結しています。協定の項目である「教育の振興」、「地域文化の振興・発展」、「生涯学習の推進」等は文化財の保存と活用とも関わりが深いことから、協定を基に連携を強めていきます。

- 愛媛大学
- 松山大学・松山短期大学
- 聖カタリナ大学・聖カタリナ大学短期大学部
- 松山東雲女子大学・松山東雲短期大学
- 公益財団法人愛媛県埋蔵文化財センター
- 愛媛大学ミュージアム
- 愛媛大学 四国遍路・世界の巡礼研究センター
- 愛媛資料ネット
- 伊予史談会

⑦周辺の自治体

松山市の歴史文化は、市域をまたがって広がっており、特に、四国遍路については「四国遍路～回遊型巡礼路と独自の巡礼文化～」として日本遺産に認定されており、構成文化財を有する4県58市町村の自治体と6団体と共に、日本遺産協議会を立ち上げて、その保存と活用を行っています。また、四国遍路の世界遺産登録を目指す協議会の構成員として、他市町と連携した取組を行っています。

そのほか、全国史跡整備市町村協議会四国地区協議会及び全国史跡整備市町村協議会愛媛県協議会の一員として、文化財の保護に関する調査研究、その具体的方策の推進による文化財の保存と活用を目的に、文化財の保存整備と公開活用のための文化財に関する情報交換、研修派遣補助事業、国への予算要望の取りまとめや陳情等の活動を実施しています。

関連する自治体間との情報共有や連携により、松山市の文化財の保存と活用の推進を図ります。

- 全国史跡整備市町村協議会四国地区議会
- 全国史跡整備市町村協議会愛媛県協議会
- 四国遍路世界遺産登録推進協議会
- 四国遍路日本遺産協議会

(2) 防災・防犯の推進体制

文化財の防災対策について、国宝等の文化財においては、文化庁策定の「国宝・重要文化財（建造物）の防火対策ガイドライン」、「国宝・重要文化財（美術工芸品）を保管する博物館等の防火対策ガイドライン」、「世界遺産・国宝等における防火対策5か年計画」をふまえ、災害対策を実施するほか、そのほかの文化財についても、「愛媛県文化財保存活用大綱」、「えひめ文化財防災マニュアル」、「松山市地域防災計画」に基づき、災害対策を行います。また、計画期間を通して、指定等文化財の防災設備の強化を図るほか、非常時のマニュアル作成、防災訓練、連絡体制の強化に努めます。

また、文化財は、近年、自然災害による被害だけでなく、全国各地で文化財収蔵施設への侵入や落書き、破壊行為、盗難等による被害が相次いでおり、松山市でも、対策を強化していく必要があることから、計画期間を通して、文化財防犯に関して、文化財所有者や管理者の意識啓発を行うための取組、連絡体制の強化を行います。

万が一、地震災害、風水害、雪害、火災、盗難等により文化財が被災した場合は、所有者、管理責任者又は管理団体は、被害の調査を実施するとともに消防・警察機関に通報します。松山市は文化財の被害情報の迅速な把握に努め、文化庁及び愛媛県教育委員会、また、県を通じて文化財防災センター等の関係機関へ被災状況を報告し、指導・助言を受けるとともに、文化財所有者・管理者に必要な指示を伝達します。

- 文化庁
- 愛媛県教育委員会 文化財保護課
- 文化財防災センター
- 消防・警察
- えひめ文化財等防災ネットワーク